掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年7月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則(平成17年掛川市規則第90号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1項を加える。

5 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染することが新たに報告されたものに限る。)である感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免(条例第9条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当すると認める場合に限る。)における第31条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「介護保険料減額・免除(徴収猶予)申請書」とあるのは「市長が別に定める申請書」と、同条第4項中「減額又は免除の事由が発生した日以後に到来する納期に係る当該年度分」とあるのは「令和3年度分及び令和4年度分」とする。

## 様式第11号中

Γ

	生	年	月	日	年	月	日	性	別	男・女
										J
を										
Γ										
	生	年	月	日	年	月	日			

に改める。

Γ

Γ

様式第14号の2中

					 '	大・昭	6/1 - /	Н	万	+	工
を											

生 年 月 日 明・大・昭 年 月 日

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例施行規則附則第5項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31

日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日(以下「納期限等」という。)が到来する令和3年度分及び令和4年度分の介護保険料(以下「対象保険料」という。)の減免に限り適用する。この場合において、納付前に申請書を提出することが困難であったと市長が認めたときは、既に納付した対象保険料であっても、減免するものとする。